

## はじめに

中国四国厚生局は、平成 13 年の中央省庁等の再編成による厚生労働省の発足と同時に設置されて以来、国民の皆様にも最も身近な医療、健康、年金、福祉などの社会保障政策を実施する地域における国の行政機関として、主に中国 5 県の厚生行政を担当しています。

当厚生局は、地域の皆様に対する身近な厚生行政の窓口として、地域の状況を的確に把握しつつ、国の社会保障政策に関する各種取り組みの円滑な実施に努め、地域の皆様の生活や暮らしが将来にわたって安心かつ安全なものとなるよう全力で取り組んでまいります。

なお、年金記録の訂正手続については、平成 19 年 6 月より、総務省に設けられた年金記録確認第三者委員会において実施されていましたが、平成 27 年 4 月から、当厚生局に中国四国地方年金記録訂正審議会が設置されるとともに、年金審査課が新設されました。

本書は、平成 27 年度に中国四国厚生局が実施した業務の実績をとりまとめたものですが、管内の関係者の皆様に、厚生行政と当厚生局の業務を理解していただく一助となれば幸いです。

今後とも、厚生行政に対するご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

平成 28 年 8 月